

管理 No.	F007
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：福祉部地域福祉課
（ 指導監査係 / 内線：2814 ）

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	社会福祉法人の設立認可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	社会福祉法 (昭和26年 法律第45号)
	根拠規定条項	法第31条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	社会福祉法（昭和26年 法律第45号） 社会福祉法人審査基準（社会福祉法人の認可について(平成12年障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)及び社会福祉法人の認可について(平成12年障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知))
	基準規定条項	法第32条
	審査基準	<p>社会福祉法第31条第1項</p> <p>社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 2 名称 3 社会福祉事業の種類 4 事務所の所在地 5 評議員及び評議員会に関する事項 6 役員(理事及び監事)の定数その他役員に関する事項 7 理事会に関する事項 8 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 9 資産に関する事項 10 会計に関する事項 11 公益事業を行う場合には、その種類 12 収益事業を行う場合には、その種類 13 解散に関する事項 14 定款の変更に関する事項 15 公告の方法

		<p>社会福祉法人審査基準</p> <p>社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準は、「社会福祉法人の認可について」(平成12年障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)のとおりとする。</p>
<p>標準処理期間 (経由機関の日数)</p>	<p>総日数90日程度</p>	
<p>本票の作成日</p>	<p>平成29年 月 日作成</p>	
<p>更新履歴(更新日)</p>	<p>改正沿革 平成 年 月 日改正</p>	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>社会福祉法 (申請)</p> <p>第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 目的 二 名称 三 社会福祉事業の種類 四 事務所の所在地 五 評議員及び評議員会に関する事項 六 役員(理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。)の定数その他役員に関する事項 七 理事会に関する事項 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 九 資産に関する事項 十 会計に関する事項 十一 公益事業を行う場合には、その種類 十二 収益事業を行う場合には、その種類 十三 解散に関する事項 十四 定款の変更に関する事項 十五 公告の方法 <p>2 前項の定款は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。</p> <p>3 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。</p> <p>4 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人(会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。</p> <p>5 第一項第五号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。</p> <p>6 第一項第十三号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。</p> <p>社会福祉法人審査基準</p> <p>社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準は、「社会福祉法人の認可について」(平成12年障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知)のとおりとする。</p>